

令和 8 年 6 月 2 6 日

生活支援部医療保険課

債権の放棄について

1 債権について

債務者が不当に請求を行い過大に受け取った国民健康保険診療報酬及び高額療養費ならびに生活保護診療報酬とこれらに対する遅延損害金（以下、「診療報酬等」という。）

2 債務者

(1)

3 債権を放棄する額

(1) 15,710,701円

4 届出債権内訳と回収した配当金

(1) 届出債権の総額

種別	債権額
国民健康保険 診療報酬	11,169,919円
国民健康保険 高額療養費	3,445,735円
生活保護 診療報酬	3,717,810円
遅延損害金	242,011円
計	18,575,475円

(2) 配当金により回収した金額

2,864,774円

5 債権を放棄する理由

債務者に対し診療報酬等の返還を求める民事訴訟を提起したが、債務者が破産（令和 8 年 3 月 1 9 日免責許可決定確定）したため、届出債権額から配当金として回収した額を差し引いた残りの債権額について回収できないため。

6 提案の根拠

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 0 号